

(案)

府科事第 号  
令和8年3月 日

経済産業大臣  
赤澤 亮正 殿

原子力委員会委員長  
上坂 充

使用済燃料再処理・廃炉推進機構の使用済燃料再処理等実施中期計画  
の変更について

令和8年3月6日付け20260305資第5号をもって、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえて意見を求められた、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第54条第1項後段の規定に基づき、使用済燃料再処理・廃炉推進機構から経済産業大臣に変更認可申請のあった使用済燃料再処理等実施中期計画に対する原子力委員会の意見は、別紙のとおりである。

## 使用済燃料再処理・廃炉推進機構の使用済燃料再処理等実施中期計画 の変更について（見解）（案）

令和8年3月〇〇日  
原子力委員会

この度、20260305資第5号をもって経済産業大臣から意見を求められた使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）が変更認可申請した使用済燃料再処理等実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）について、原子力委員会は、以下のとおり意見を示す。

原子力委員会が意見を求められている実施中期計画は、本年1月、日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）が六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設の暫定的な操業計画（以下「操業計画」という。）を公表、また、本年2月に電気事業者がプルトニウム利用計画（以下「利用計画」という。）を公表したことを踏まえ、本年3月に、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第54条第1項後段の規定に基づき、機構から経済産業大臣に対して計画変更の認可申請がなされたものである。

今般の実施中期計画には、2026年度から2028年度の3年間における再処理及び再処理関連加工の実施場所、実施時期及び量が記載されている。

実施場所は原燃の六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設とされ、これらの施設及び関連する施設は、いずれも国際原子力機関（IAEA）の保障措置活動の対象である。

六ヶ所再処理施設における再処理の実施時期及び量は、2027年度に70トンの使用済燃料を再処理し0.6トンのプルトニウムを、2028年度に170トンの使用済燃料を再処理し1.4トンのプルトニウムを、それぞれ回収する計画である。また、MOX燃料加工施設における再処理関連加工の実施時期及び量は、2026年度から2028年度までの間、ゼロの計画である。

一方、電気事業者の利用計画では、仏国で加工されたMOX燃料集合体に含まれるプルトニウムを2026年度に0.7トン、2027年度に0.7トン利用する計画であり、2028年度の利用はゼロの計画である。

事業者の説明によれば、六ヶ所再処理施設で回収されたプルトニウムは、MOX燃料加工施設における燃料加工を経て発電所へ引き渡されるまでに4年程度を要する。その後、プルサーマル炉で照射・利用されるまで、プルトニウム保有量を一時的に増加させることとなるが、プルサーマルの着実な実施を通じ、将来的に同保有量が減少する見通しが示されることが重要である。

以上を踏まえ、原子力委員会としては、今般の実施中期計画を経済産業大臣が認可するに当たり、機構をはじめとする関係事業者に対して、以下の点について必要かつ適切な指導を行うよう求める。

- ① 再処理による回収を実際に進める際には、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（平成 30 年 7 月 31 日原子力委員会決定）を踏まえ、プルトニウムの需給バランスを確保し、再処理から照射・利用されるまでのプルトニウム保有量を必要最小限とし、六ヶ所再処理施設等の適切な運転に必要な水準まで減少させること。
- ② 2027 年度には六ヶ所再処理施設でのプルトニウムの回収が計画されていることから、2026 年度に認可される実施中期計画における 2027 年度のプルトニウム回収量は、利用計画と整合した量として示されるべきである。このため、利用計画において原燃の六ヶ所再処理施設及び MOX 燃料加工施設の操業の見通しを立てられるよう計画期間を設定するとともに、各所有者の所有量及び利用量を海外保管分と国内保管分に区別すること。
- ③ 電気事業者が保有するプルトニウムの国内保管分及び海外保管分、並びに新たに再処理により回収する分について、MOX 燃料加工を実施するにあたっての考え方を整理し、利用計画と併せて公表すること。
- ④ 今後、具体的な取組の進捗に応じて、実施中期計画の見直しが必要になった場合には、速やかに行うこと。
- ⑤ 六ヶ所再処理施設及び MOX 燃料加工施設の安全かつ順調な操業に向けて、原燃は、安全確保を最優先に適切な工程管理を行うとともに、技術的知見の蓄積・承継に取り組むこと。また、必要に応じて、電気事業者等は十分な技術的・人的支援を行うこと。

以上